

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
1	森づくり推進課	方法書 P103	<p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。</p> <p>森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。</p> <p>また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>	<p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、関係する地域森林計画及び森林整備計画に則り、必要な手続を実施いたします。</p> <p>また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出します。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出します。</p>
2	木材増産推進課		<p>計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。</p> <p>補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。</p> <p>このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続を行う必要があります。</p>	<p>森林を森林以外の用途に転用する場合には、事前に関係機関へ対象森林の補助事業の履歴を確認の上、必要に応じて適切な手続を実施いたします。</p>
3	治山林道課	<p>方法書 P12,P103,P128,P207, P208,P212,P217,P245, P247,P249,P282,P284, P285,P286,P287,P314, P399,P413,P415,P416</p> <p>要約書 P12,P26</p>	<p>保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。</p> <p>保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続が必要でです。</p> <p>地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。</p> <p>なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。</p> <p>また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールをこえるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。</p>	<p>本方法書に記載しています通り、本事業の対象事業実施区域の設定に当たって、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林の指定区域を除外し、現時点で検討可能な範囲において保安林の機能維持に努めております。</p> <p>今後の手続においても、保安林の機能維持に努めながら、必要に応じて適切な手続を実施いたします。</p>
4	新エネルギー推進課	<p>方法書 P335 P338</p> <p>全般</p>	<p>風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、地域住民の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討してください。また、それらを考慮した風車の配置とすることを、検討してください。</p> <p>調査、予測及び評価結果は、地域住民等に、わかりやすく説明し、理解を得られるよう努めてください。</p>	<p>風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、地域住民の方の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、最新の知見に基づいた評価を行い、風車配置を含む環境保全措置を検討します。</p> <p>調査、予測及び評価結果については、地域住民の方に理解を得られるよう丁寧に説明いたします。</p>

(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する事前意見への事業者見解

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
5	環境対策課	方法書 P185 表3.2.8-17	指定主体は何を表して(定義して)いるのでしょうか。	指定主体とは、市の区域内については「市長」が、町村の区域内については「知事」を指すものとして表記しましたが、ご指摘の通り具体的にイメージできないため、準備書以降の図書においては、具体的に高知県及び三原村は「知事」が、土佐清水市は「市長」が指定している旨を追記・修正いたします。
		方法書 P189 6) 6行	原文【「形質変更時要届出区域」が南国市に1件指定…】 形質変更時要届出区域の変更(追加)がありますので、次回の準備書への反映をお願いします。	ご指摘の内容については、準備書以降において該当部分に反映いたします。
		方法書 P212 表3.2.9-1	高知県公害防止条例の記載がない理由は何でしょうか。	方法書の表3.2.9-1は、地域や地区における規制状況をまとめたもので、「高知県公害防止条例」には地区の規制状況に係る記載がないため記載しませんでした。
		方法書 P31 表3.1.1-3	原文【資料)1.「H27大気汚染計画書】 資料名の記載に誤りがあります。	ご指摘の通り、「平成27年度 大気環境調査報告書」の誤りです。準備書以降の図書において修正いたします。
		方法書 P163 表3.2.7-1	原文【ごみ処理量(t) 直接焼却量 土佐清水市】 数値の記載に誤りがあります。(5,54→5,054)	ご指摘の通り、「5,054」の誤りです。準備書以降の図書において修正いたします。
		方法書 P164 表3.2.7-3	原文【許可件数】 件数の記載に誤りがあります。	準備書以降の図書において修正いたします。
		方法書 P165 表3.3.8-1	原文【二酸化いおう】 漢字で記載してください。	原典には「二酸化いおう」と表記してあったので当該表記を採用しています。
		方法書 P166 2) 6行	原文【区域は各市町が定めているが…】 記載に誤りがあります。環境基準の類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内については、市長)がしているすることとなっています。	準備書以降の図書において修正いたします。
		要約書 P23 (1) 1)	原文【微小粒子状…達成していない。】 H27年度の結果と相違があります。	ご指摘の通り、平成27年度はすべての測定局で環境基準を達成しているため、記載の誤りです。準備書以降の図書において修正いたします。

(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する事前意見への事業者見解

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
6	環境共生課		(1)高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議のうえ、保全の措置をとってください。	現地調査において県指定希少野生動植物に指定されている動植物が対象事業実施区域で確認された場合は、事前に環境共生課と協議のうえ、必要な措置を実施いたします。
			(2)事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物が生息・生育する可能性がある場合は、事業施工にあたっては、希少野生動植物への配慮をお願いします。	今後の現地調査の結果、希少動植物の生息・生育を確認した場合には、事業施工による影響について予測・評価を実施し、希少野生動植物への環境保全の配慮を行います。
			(3)【高知県希少野生動植物保護条例第5条】 事業施工にあたっては、計画区域及びその周辺において、希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生動植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。	今後の現地調査、予測及び評価の結果を踏まえつつ、事業施工による希少野生動植物の生息・生育環境への影響の回避・低減に努めます。
			(4)ニホンジカの食害被害が多い地域であるため、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させない配慮をお願いします。	ニホンジカの食害対策については、専門家の意見等を踏まえながら、実施可能な範囲で必要な措置を検討・適用いたします。
			(5)高知県レッドデータブック(植物編)のベースになっている高知県レッドリスト(植物編)が今年度中に改定される予定ですので、改定後は、それ以降の手続において反映してください。	準備書以降においては、改定後の高知県レッドリスト(植物編)の情報を反映いたします。
			(6)対象事業実施区域及びその周辺にて、他事業者による風力発電事業が環境影響評価法の方法書手続まで進んでおりますので、当該事業の情報を収集していただくとともに、累積的な環境影響について調査していただきますようお願いいたします。	今後の手続において、同地域で計画中の他事業の情報も収集し、累積的な環境影響が懸念される場合には、必要に応じて調査、予測及び評価を実施するほか、他事業の事業者とも協議・調整する予定です。また、経緯・経過等については準備書以降の図書に記載いたします。
7	用地対策課	要約書 P5	<p>1 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。 (国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制)</p> <p>(取引の規模:面積要件)</p> <p>① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。</p> <p>相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発計画書の提出による事前協議</li> <li>・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明</li> <li>・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重</li> </ul>	<p>土地取引の契約をした場合には、必要事項を記入した知事宛の届出書に必要な書類を添付し、土地の所在する市町村役場に届出いたします。</p> <p>また、許認可申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例に則った手続を実施いたします。</p>

(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する事前意見への事業者見解

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
8	防災砂防課	方法書 P17  要約書 P17	工事用資材等の搬出路において、既存道路の拡幅及び道路の新設をする場合でも、砂防指定地内、急傾斜地崩壊危険区域内であれば、知事の許可を要する場合があります。	砂防指定地内及び急傾斜地崩壊危険区域内において、既存道路の拡幅及び道路の新設を行う場合には、関係機関と協議の上、必要な手続を実施いたします。
		方法書 P207,P209,P210,P212 要約書 P26	<p>・4法に基づく指定状況については、高知県防災砂防課のホームページ(<a href="https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/Index.aspx">https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/Index.aspx</a>)を再確認ください。</p> <p>【原文(P207):対象事業実施区域及びその周囲の一部は地すべり防止区域に指定されている。】</p> <p>・対象事業実施区域及びその周囲の一部に地すべり防止区域の指定はありません。</p> <p>・土砂災害区域及び土砂災害特別警戒区域について、現在指定がない場合でも今後指定される可能性があります。高知県防災砂防課のホームページで、基礎調査の結果を公表していますので、確認をお願いします。</p>	ご指摘の通り、準備書以降の手続においては、高知県防災砂防課のホームページを確認の上、最新の情報を反映いたします。
9	鳥獣対策課	方法書 P346,P348,P352  要約書 P54,P56,P58,P60	コウモリ類の調査にカスミ網を用いる表記があるが、高知県では禁止猟法に当たるため、使用に関しては環境省の許可が必要であることを留意すること。	コウモリ類の捕獲調査においては、専門家からカスミ網の有用性を指摘されています。現地調査でのカスミ網の使用には、事前に環境省の許可を取得します。
		方法書 P100	最終改正:平成26年法律第46号	準備書以降においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の該当部分を修正いたします。
		方法書 P196 表3.2.-25	NO.18の雁ヶ池は平成29年11月15日をもって廃止されている。 NO.24の柚ノ木は平成30年11月15日に面積が85haに拡大され、柚ノ木宮ノ木と名称を変更した。	準備書以降においてご指摘の通り該当部分を修正いたします。
10	工業振興課		<p>方法書に対する意見等は特にありません。 その他計画に関する意見等は以下のとおりです。</p> <p>◎根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管)</p> <p>1. 特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。 ※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。 ただし書きに該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。</p> <p>2. 対象事業実施区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。</p>	左記のただし書きに該当する場合には、関係機関と協議の上、必要な手続を実施いたします。
				対象事業実施における鉱業権については四国経済産業局へ確認し、必要に応じて適切な手続を実施いたします。

(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する事前意見への事業者見解

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
11	農業基盤課	要約書 P4	本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続が必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続を行ってください。	本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続が必要な土地である場合には、関係機関と協議の上、必要な手続を実施いたします。
12	漁業管理課	方法書 P87-P101 P239-P253 P346-P352  要約書 P54-P60	水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。  根拠法令等 ・水産資源保護法第4条第2項第4号 ・高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	工事による水の濁りについては、今後の手続において現地調査、予測及び評価を実施し、影響を検討するほか、沈砂池等を設置して濁水が河川に流れないように管理を行う予定です。
13	文化財課	方法書 P203 P204 P205	方法書のとおり、対象事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないので、届出の必要はない。ただし、工事中に遺構、遺物が発見された場合には、文化財保護法第96条の規程により、直ちに工事を中止し、現状を変更することなく届出等をする必要がある。	工事中に新たに遺構、遺物が発見された場合には、関係機関と協議の上、必要な手続を実施いたします。
		方法書 P350	専門家等へのヒアリングの結果(1/4)にも記載があるように、設置した巣箱を無人カメラで監視する方法が有効であるため、巣箱の利用状況を無人カメラにて監視していただきたい。また、巣箱の設置高さについても、専門家に相談するなどして検討したうえで、ヤマネ等が利用しやすい高さに設置するように願います。	ご指摘を踏まえ、ヤマネ等の生息状況を把握するため、巣箱調査と無人カメラの併用を検討いたします。なお、巣箱調査における巣箱設置位置については、調査の具体化に先立ち、専門家へのヒアリングを行い、ヤマネ等が選好する環境に巣箱を設置します。
14	土佐清水市	方法書全般	コウモリ類やタカ類等の生態系への影響が懸念されており、環境への影響の回避を最優先していただくこと。また、当該エリアにはジャパン・ウィンドエンジニアリングも計画をしているため、十分な協議調整を行っていただきたい。また、地域住民等に対し理解を得られるよう積極的な情報提供を行い、地域住民等からの意見を十分配慮していただくようお願いいたします。	今後の手続においては、生態系を含めた環境への影響について調査、予測及び評価を実施し、回避・低減を検討いたします。また、今後の手続においても、地域住民等に対しご理解を頂けるよう、丁寧な説明に努めるとともに、同地域で計画に他事業者には必要に応じた協議を行う予定です。
15	三原村	方法書全般	事業計画区域内で他事業者の計画もあり、環境影響が適切に評価されない恐れがあるため、今後、十分に検討していただき、住民の生活環境等への影響を適切に調査及び評価を実施していただきたい。 また、地域住民の意見を十分に配慮し、理解を得られるよう努めていただきたい。	今後の手続において、同地域で計画の他事業の情報も収集し、累積的な環境影響が懸念される場合には、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、適切な環境配慮を実施いたします。 また、今後の手続においても、地域住民等にご理解を頂けるよう、丁寧な説明に努めます。